

令和5年度 集団指導資料（運営基準編）

八街市指定居宅介護事業所
八街市指定地域密着型サービス事業所
八街市介護予防・日常生活支援総合事業

令和6年3月
八街市高齢者福祉課

もくじ

01運営基準の改正（全サービス共通）

1. 管理者の責務と兼務範囲
2. 「書面掲示」の見直し
3. 身体拘束等の適正化の推進

02運営基準の改正（サービス種別毎）

1. 居宅介護支援
2. 地域密着型介護予防サービス
3. 介護予防・日常生活支援総合事業
（介護予防通所介護相当サービス）
4. 介護予防・日常生活支援総合事業
（介護予防訪問介護相当サービス）

03その他

01

運営基準の改正（全サービス共通）

1. 管理者の兼務範囲の明確化
2. 「書面掲示」規制の見直し
3. 身体拘束等の適正化の推進

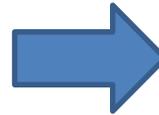
令和6年度からの事業所の運営基準に係る改正で全サービス共通のものは、上記の3つになります。次ページに詳細を記載します。

(1) 概要

○管理者の「他の職務従事」の適用範囲が変更となります

改正前（参考条文）

(略)専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、(略)管理上支障がない場合は当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。



改正後（参考条文）

(略)専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、(略)管理上支障がない場合は当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

ポイント

管理者が他の職務に従事する際の『**同一敷地要件**』がなくなります。

注意点

管理者の要件の大前提は、「専らその職務に従事する」ことです。「他の職務従事」は、「**管理上支障がない場合**」に限定された「ただし書き」規定であるため、本来の現場責任者としての業務に支障がでるような管理者の兼務は認められません。

(1) 概要

○重要事項（重要事項説明書）の掲示方法が変わります

改正前（参考条文）

1 事業者は事業所(施設)の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 事業者は重要事項を記載した書面を事業所(施設)に備え付け、かつ、これらに関係者に自由に閲覧させることにより(中略)掲示に変えることができる。

3 (新設)



改正後（参考条文）

1 事業者は事業所(施設)の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 事業者は重要事項を記載した書面を事業所(施設)に備え付け、かつ、これらに関係者に自由に閲覧させることにより(中略)掲示に変えることができる。

3 事業者は原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

ポイント

「重要事項」のウェブサイトの掲載が令和7年4月1日から義務付けられました。（令和6年4月1日からの1年間は経過措置期間）

注意点

令和6年1月22日の社会保障審議会介護給付費分科会資料「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」によれば、重要事項等を情報を掲載するウェブサイトとは「法人のホームページ等又は介護サービス情報公開システム上」とされています。

※介護サービス情報公開システム上の掲載方法について、現時点で国から掲載方法の事務連絡が届いておりません。事務連絡が届き次第、ご案内する予定です。

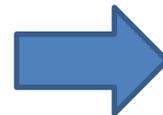
(1) 概要

○身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録が義務化されます。

改正前(参考条文)

1 (新設)

2 (新設)



改正後(参考条文)

1 (略)、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

ポイント

令和6年4月1日から緊急やむを得ない場合を除いた身体拘束等の原則禁止と身体拘束等を行う場合のその記録が義務付けられました。

※介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護は既に身体拘束等の原則禁止と身体拘束等を行う場合のその記録が義務付けられています。

02

運営基準の改正（サービス種別毎）

1. 居宅介護支援サービス
2. 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス
3. 介護予防通所介護相当サービス
4. 介護予防訪問介護相当サービス

次ページより令和6年度の改正点をサービス種別毎に記載してあります。

(1) 公正中立性の確保のための取組の見直し

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（改正前）

1. 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅介護サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、**理解を得なければならない。**



指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（改正後）

1. 利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅介護サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、**理解を得るよう務めなければならない。**

ポイント

令和6年4月1日から居宅サービス計画に関する利用者又はその家族に対する説明について、「理解を得なければならない」から「理解を得るよう務めなければならない」と居宅介護支援事業者の努力義務に見直されました。

注意点

利用者又はその家族に対する説明が努力義務となりますが、利用者又はその家族から問い合わせがあった際に答えられないような場合は、利用者に不利益が生じ、利用者又はその家族からの誤解を招く可能性もあります。そのようなことが無いように努めることが「努力義務」であると考えます。

(2) 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (改正前)

1 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

2 (新設)



指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (改正後)

1 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

2 1の規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

1. 居宅介護支援サービス

02. サービス種別毎 (居宅介護支援)

ポイント

これまで、1月に1回、介護支援専門員が利用者の居宅を訪問して、利用者に面接を行うように規定されていたが、令和6年4月1日から、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接するときは、
(ア)と(イ)の条件を満たした上で利用者の居宅を訪問しない月にテレビ電話装置等を活用した面接を行うことが可能となりました。

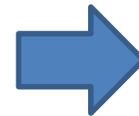
1. 居宅介護支援サービス

02. サービス種別毎
(居宅介護支援)

(3) 介護支援専門員 1 人あたりの利用者の担当件数

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (改正前)

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が 3.5 又はその端数を増すごとに 1 とする。



指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (改正後)

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数 (当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 115 条の 23 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援 (法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 13 条第 26 号において同じ。) を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。) が 4.4 又はその端数を増すごとに 1 とする。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (改正前)

3 (新設)



指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (改正後)

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

ポイント

これまで、介護支援専門員の担当件数が1人あたり35人でしたが、令和6年4月1日から要介護者の利用者数+要支援者の利用者数に1/3を乗じた数で44人、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行うケアプランデータ連係システムを利用し、かつ事務職員を配置している場合は49人となりました。

(4) 指定介護予防支援事業としての指定

介護保険法（改正前）

第8節 指定介護予防支援事業者
(指定介護予防支援事業者の指定)

第115条の22

第58条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、
(略)



介護保険法（改正後）

第8節 指定介護予防支援事業者
(指定介護予防支援事業者の指定)

第115条の22

第58条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、
(略)

ポイント

介護保険法の改正により令和6年4月1日より居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者としての指定を受けられるようになりました。

1. 居宅介護支援サービス

02. サービス種別毎 (居宅介護支援)

指定の基準

居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者の指定を受ける場合の基準

- ・事業所ごとに1以上の必要な員数の介護支援専門員を置くこと。
- ・常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置くこと。
- ・居宅介護支援事業所の指定を受けていること

注意点

要支援の認定を受けた人が、サービスを利用するためのプランには、総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」と福祉用具貸与などの介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」とがあります。介護予防支援事業の指定を受けて実施できるのは、「介護予防支援」のみです。「介護予防ケアマネジメント」はこれまでどおり地域包括支援センターまたは、委託を受けた指定居宅介護支援事業所が実施することとなります。

被保険者	サービス	プラン	実施機関 (令和6年3月まで)	実施機関 (令和6年4月以降)
要支援1・2	総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センター (居宅介護支援事業所へ一部委託可能)	・地域包括支援センター (居宅介護支援事業所へ一部委託可能)
要支援1・2	給付+総合事業	介護予防支援		・地域包括支援センター ・介護予防支援事業所 (居宅介護支援事業所)

2. 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス

(1) 小規模多機能型居宅介護(介護予防サービスも含む)の改正点が3つあります。

改正点1 管理者の兼務

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (改正前)

1 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務 (当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業 (同項第1号に規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができる。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (改正後)

1 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所施設等の職務に従事することができる。



2. 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス

02. サービス種別毎
((介護予防) 小規模多機能型居宅介護)

ポイント

○管理者の兼務

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、これまで兼務可能なサービス類型が限定されていましたが、令和6年4月1日から兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しない兼務が可能となりました。

改正点2 介護現場の生産性の向上

指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準（改正前）

1（新設）

指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準（改正後）

1 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的
に開催しなければならない。



ポイント

○介護現場の生産性の向上
業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会開催が令和9年4月1日から義務付けられました。

(令和6年4月1日からの3年間は経過措置期間になります。)

注意点

委員会の構成員、開催頻度等、現時点で国から委員会開催についての詳しい事務連絡が届いておりません。事務連絡が届き次第、ご案内する予定です。

改正点3 身体的拘束等の適正化の促進

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（改正前）

1（新設）



指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（改正後）

1 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2. 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス

ポイント

○身体的拘束等の適正化の推進

下記の①から③が令和7年4月1日から義務付けられました。

(令和6年4月1日からの1年間は経過措置期間になります。)

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の3月に1回

以上の開催とその結果の介護職員その他の従業者への周知

②適正化のための指針の整備

③介護職員その他の従業者への定期的な研修の開催

注意点

委員会の構成員等、現時点で国から委員会開催についての詳しい事務連絡が届いておりません。事務連絡が届き次第、ご案内する予定です。

2. 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス ((介護予防) 認知症対応型共同生活介護)

(1) 認知症対応型共同生活介護(介護予防サービスも含む)の改正点が3つあります。

改正点1 協力医療機関との連携体制の構築

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (改正前)

1 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 (新設)



指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (改正後)

1 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

2. 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス

02. サービス種別毎
((介護予防) 認知症対応型共同生活介護)

3 (新設)

4・5 (略)

6 (新設)



3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4・5 (略)

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

ポイント

○協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設等内での対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう運営基準が見直されました。令和6年4月1日から努力義務化されたものと義務化されたものがあります。

<努力義務化>

1. 下記の2つの条件を満たす協力医療機関を定めるよう務めること。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
2. 医療機関に利用者が入院した後に、病状が軽快し、退院可能となった場合は再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めること。

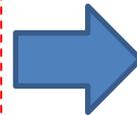
<義務化>

1. 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認し、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に必ず届け出ること。

改正点2 介護現場の生産性の向上

指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準（改正前）

1（新設）



指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準（改正後）

1 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催しなければならない。

2. 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス

02. サービス種別毎
((介護予防) 認知症対応型共同生活介護)

ポイント

○介護現場の生産性の向上
業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会開催が令和9年4月1日から義務付けられました。(令和6年4月1日からの3年間は経過措置期間になります。)

注意点

委員会の構成員、開催頻度等、現時点で国から委員会設置についての詳しい事務連絡が届いておりません。事務連絡が届き次第、ご案内する予定です。

改正点 3 新興感染症発生時の対応を行う医療機関との連携

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (改正前)

1 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2・3 略

4 (新設)

5 (新設)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (改正後)

1 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2・3 略

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関 (以下「第2種協定指定医療機関」という。) との間で、新興感染症 (同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。) の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。



ポイント

○令和6年4月1日から新興感染症発生時等に、迅速に対応できる体制を構築するため、あらかじめ、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう務めることと協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合は、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないことになりました。

<努力義務化>

1. 迅速に対応できる体制を構築するため、あらかじめ、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めること。

<義務化>

1. 協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合は、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

3. 介護予防通所介護相当サービス

02. サービス種別毎
(介護予防通所介護相当サービス)

(1) 介護予防・日常生活支援事業のうち第1号事業に関する基準について

介護予防・日常生活支援事業のうち第1号事業に関する基準の全部改正がありました。旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護の基準が厚生労働省が定める基準に一体化されました。

ポイント

第1号事業に関する基準（介護保険法施行規則140条の63の第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準）が令和6年4月1日で改正されます。全部改正となりますので、ご確認をお願いいたします。

注意点

八街市の第1号事業に関する基準は厚生労働大臣が定める基準に準じていますが、(1)記録の整備に関する規定と(2)苦情処理の規定が厚生労働大臣の基準と八街市で異なっています。八街市の基準を下記に記載します。

(1) 記録の整備（八街市）

- ア 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- イ 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から **5年間**保存しなければならない。

八街市の保存期限は5年間になります。

3. 介護予防通所介護相当サービス

02. サービス種別毎
(介護予防通所介護相当サービス)

- (ア) 通所型サービス計画
- (イ) 厚生労働大臣が定める基準第6 1条において準用する同基準第1 7条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (ウ) 厚生労働大臣が定める基準第6 3条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (エ) 厚生労働大臣が定める基準第6 1条において準用する同基準第2 0条の規定による市町村への通知に係る記録
- (オ) 厚生労働大臣が定める基準第6 1条において準用する同基準第3 2条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (カ) 厚生労働大臣が定める基準第5 9条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) 苦情処理

- ア 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、提供した介護予防通所介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- イ 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3. 介護予防通所介護相当サービス

02. サービス種別毎
(介護予防通所介護相当サービス)

注意点

- ウ 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、提供した介護予防通所介護相当サービスに関し、法23条の規定により市長が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市長からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- エ 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、市長からの求めがあった場合には、ウの改善の内容を市長に報告しなければならない。
- オ 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、提供した介護予防通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- カ 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

4. 介護予防訪問介護相当サービス

02. サービス種別毎
(介護予防訪問介護相当サービス)

(1) 介護予防・日常生活支援事業のうち第1号事業に関する基準について

介護予防・日常生活支援事業のうち第1号事業に関する基準の全部改正がありました。旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護の基準が厚生労働省が定める基準に一体化されました。

ポイント

第1号事業に関する基準（介護保険法施行規則140条の63の第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準）が令和6年4月1日で改正されます。全部改正となりますので、ご確認をお願いいたします。

注意点

八街市の第1号事業に関する基準は厚生労働大臣が定める基準に準じていますが、(1)記録の整備に関する規定と(2)苦情処理の規定が厚生労働大臣の基準と八街市で異なります。八街市の基準を下記に記載します。

(1)記録の整備（八街市）

- ア 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- イ 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定相当訪問型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

八街市の保存期限は5年間になります。

3. 介護予防訪問介護相当サービス

02. サービス種別毎
(介護予防訪問介護相当サービス)

- (ア) 訪問型サービス計画
- (イ) 厚生労働大臣が定める基準第17条2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (ウ) 厚生労働大臣が定める基準第40条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (エ) 厚生労働大臣が定める基準第20条の規定による市町村への通知に係る記録
- (オ) 厚生労働大臣が定める基準第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (カ) 厚生労働大臣が定める基準第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) 苦情処理

- ア 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- イ 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3. 介護予防通所介護相当サービス

02. サービス種別毎
(介護予防訪問介護相当サービス)

注意点

- ウ 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービスに関し、法23条の規定により市長が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市長からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- エ 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、市長からの求めがあった場合には、ウの改善の内容を市長に報告しなければならない。
- オ 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- カ 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

03

その他

1. 令和3年度の運営基準の改正について（全サービス共通）
2. 介護サービス事業者等の指定更新、変更等の電子申請・届出システムの利用について（全サービス共通）
3. 介護サービス事業者等の指定更新、変更等の申請書の共通化について（全サービス共通）
4. 介護報酬について

その他としてお伝えしたいことが上記の3つあります。
次ページより記載します。

1. 令和3年度の運営基準の改正について（全サービス共通）

前回の令和3年度の運営基準の改正で経過措置が令和6年3月31日で終了するものがあります。ご確認頂けますようお願いいたします。

項目	主な内容	対象サービス	経過措置
高齢者虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の開催 ・指針の整備 ・研修の実施 ・担当者の設置 	全サービス	令和6年3月31日まで努力義務
感染症対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の開催 ・指針の整備 ・研修及び訓練の実施 	全サービス	令和6年3月31日まで努力義務
業務継続計画に向けた取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定 ・研修及び訓練の実施 ・計画の定期的な見直し 	全サービス	令和6年3月31日まで努力義務
認知症介護基礎研修の受講の義務づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の受講の義務づけ (医療・福祉関係の資格を有さない者) 	全サービス 無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く	令和6年3月31日まで努力義務
ハラスメント対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発・相談（苦情含む）に応じ適切に対応するために必要な体制の整備 	全サービス	パワーハラスメントについて、中小企業は令和4年3月31日までは努力義務

2. 介護サービス事業者等の指定更新、変更等の電子申請・届出システムの利用について
(全サービス共通)

介護保険法施行規則 (改正前)

(新設)



介護保険法施行規則 (改正後)

(申請等の手続における電子情報処理組織の使用)
第165条の7 次に掲げる申請、申出又は届出(以下この条において「申請等」という。)は、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と申請等を行うおうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの(やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。)により提出しなければならない。

ポイント

介護事業所の指定申請等の電子申請・届出システムについて
介護サービス事業所の指定申請等について、インターネット上から申請が可能となります。令和8年3月31日までに全ての地方公共団体で電子申請・届出システムの利用開始が開始されます。
八街市では令和7年4月1日から電子申請・届出システムが利用できるように準備しています。

ポイント

介護事業所の指定申請等の電子申請・届出システムの利用方法については、別途、後ご案内いたしますが、電子申請・届出システムにログインするために、gBizID（プライマリ・メンバーIDのいずれか、エントリIDは使用できません）が必要となります。

また、登記情報提供サービスを利用し、出力される照会番号付きのPDFファイルを本システム上でアップロードすることで、各種申請の添付資料として必要な登記事項証明書（原本）の提出に代えることが可能になります。

※登記情報提供サービスを利用しない場合、登記事項証明書（原本）については、これまで通り、紙による提出が可能です。

- ・ 電子申請・届出システム <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>
- ・ gBizIDの取得 <https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>
- ・ 登記情報提供サービス <https://www1.touki.or.jp/gateway.html>

電子申請・届出システムは無料で使用できます。

gBizIDも無料で取得できます。

登記情報提供サービスは無料で登録できますが、照会番号付きのPDFファイルの発行は有料になります。

3. 介護サービス事業者等の指定更新、変更等の申請書の共通化について (全サービス共通)

ポイント

介護保険法施行規則の改正により、令和6年4月1日から介護サービス事業者等が市町村長に対して行う指定の申請や変更の届出等は厚生労働大臣が定める様式により行うものとなりました。
この様式の共通化により複数の市町村に同一様式での処理提出が可能となりました。令和6年4月1日以降に使用する様式は厚生労働省のホームページからダウンロードが可能となっておりますので、そちらを使用して下さい。
八街市ホームページからもダウンロードできるように、ホームページを更新する予定ですが、令和6年4月以降の更新となります。更新後にお知らせします。

「(1) 厚生労働大臣が定める様式等(令和6年3月15日告示分)」
厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

市町村に提出する様式が共通化となりますが、八街市では指定(更新)時に提出書類上で事業所の状況を確認するため、下記の3点を添付するように事業所様をお願いしております。

- (1) 介護サービス事業者等の指定(更新)を行う際は、他の地方公共団体からの指定(決定)通知書または指定更新(決定)通知書があれば写しを申請書に添付。
- (2) 平面図に消火器等の消火設備、非常口の位置を記載
(通所系、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護のみ)
- (3) 設備・備品等(設備基準に係るもの)の写真

4. 介護報酬について

介護報酬については、厚生労働省のホームページで公開されている令和6年度介護報酬改定における改定事項についての資料を参照して頂きますようお願いいたします。

特に事業所が取得できる下記の介護報酬の加算について、加算取得の要件がこれまでと令和6年度からで異なっておりますので、加算を取得している事業所はご注意くださいようお願いいたします。

【居宅介護支援】

- 特定事業所加算の見直し
- 入院時情報連携加算の見直し
- ターミナルケアマネジメント加算等の見直し

特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(A)
 入院時情報連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)
 ターミナルケアマネジメント加算
 特定事業所医療介護連携加算

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- 訪問介護等における24時間対応体制の充実

<改定前>	<改定後>
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	緊急時訪問看護加算(Ⅰ) (新設)
	緊急時訪問看護加算(Ⅱ) ※現行の(Ⅰ)

- 総合マネジメント体制強化加算の見直し

<改定前>	<改定後>
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (新設)
	総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) ※現行の(Ⅰ)

4. 介護報酬について

- 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し
- 退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化

認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)

退院時共同指導加算

【地域密着型通所介護】

- 通所介護等における入浴介助加算の見直し
- 通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算の見直し
- 科学的介護推進体制加算の見直し
- アウトカム評価のためのADL維持等加算の見直し
- 個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和

入浴介助加算(Ⅰ)入浴介助加算(Ⅱ)
認知症加算

科学的介護推進体制加算
ADL維持加算(Ⅱ)

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ、ロ(Ⅱ)

【認知症対応型通所介護】

- 通所介護等における入浴介助加算の見直し
- 科学的介護推進体制加算の見直し
- アウトカム評価のためのADL維持等加算の見直し

入浴介助加算(Ⅰ)入浴介助加算(Ⅱ)
科学的介護推進体制加算
ADL維持加算(Ⅱ)

【認知症対応型共同生活介護】

- 認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の見直し
- 科学的介護推進体制加算の見直し
- 認知症対応型共同生活介護における夜間支体制の加算の見直し

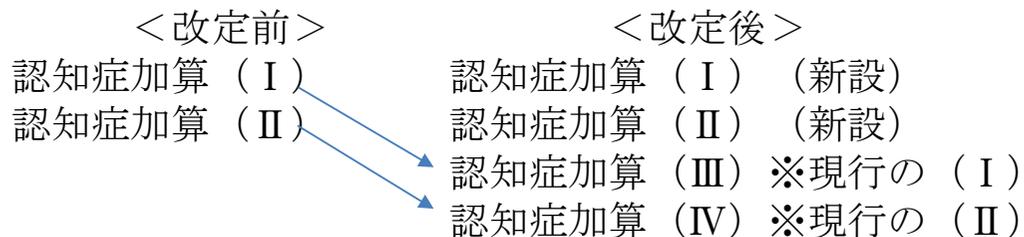
医療連携体制加算(Ⅱ)

科学的介護推進体制加算
夜間支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)

4. 介護報酬について

【小規模多機能型居宅介護】

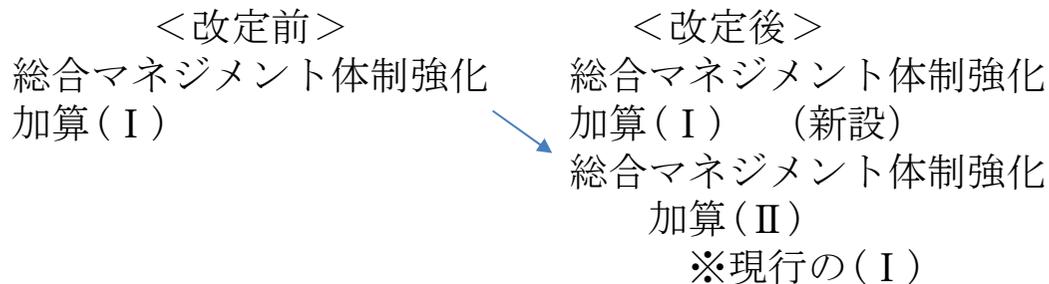
○小規模多機能型居宅介護における
認知症対応力の強化



○科学的介護推進体制加算の見直し

科学的介護推進体制加算

○総合マネジメント体制強化加算の見直し



4. 介護報酬について

<減算について>

【全サービス】

○業務継続計画未実施減算

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

※訪問系サービス、居宅介護支援は令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

その他のサービスは、感染症予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日まで間、減算を適用しない。

○高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、基本報酬を減算する。

※措置とは虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、その結果についての従業者への周知、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを言います。

※経過措置はありません。令和6年4月1日から適用となります。

【小規模多機能居宅介護】

○身体拘束廃止未実施減算

身体的拘束等の適正化を図る措置が講じられていない場合、基本報酬を減算する。

※措置とは、身体拘束等を行う場合の記録、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、その結果についての従業者への周知、指針の整備、研修の実施のことを言います。

※令和7年3月31日までの1年間の経過措置あり。